七まで、三の三、五の一、五の四から五の六まで、五の八、五の九、六の一から六の三まで、七、一二、一三、二〇の一、二〇の二、二一の一、二二、二三、二四の一、二五、二九の一、三六の二、三六の三、三七から四〇まで、四一の二、字船谷四九の三、木頭出原字後谷一八から二〇まで、二二、字面谷三二の一から三二の三まで、四七の一から四七の六まで、五七、五九の一、五九の二、六六の二から六六の四まで、六八の一から六八の四まで、七〇の一から七〇の三まで、七一の一から七一の三まで、七三から七七まで、七八の一から七八の五まで、七九、八〇の一、八〇の二、八一の一から八一の三まで、八二の一、八二の二、八四、八五、八七、九二、九六、九七、字ミツ石一四、一五、一六の一、一六の二、木頭助字海川口四五、字日浦一五〇から一五三まで、字中谷二三四の一、二四一、二四三、二四四、二四四の二、字西蝉谷四一、四二、四五、四七、四八、四九の一、四九の二、五〇、五一の一から五一の三まで、五二、五三の一、五三の二、五三の四、五三の五、五四、五九の二、六一の一、六二の一、六二の二、六三、六四、六六から七二まで、七四から八三まで、八四の一、八四の二、八五、八六の一、八六の二、八七、八八、八九の一、八九の二、九〇、九三から九七まで、九九から一〇五まで、字松原谷三八

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十一年八月二十六日農林省告示第千十五号（二に係るものに限る。）、昭和五十九年九月六日農林水産省告示第千八百五十七号、昭和六十二年五月九日農林水産省告示第五百七十六号、平成二年十一月二十一日農林水産省告示第千四百七十号（一に係るものに限る。）、平成三年五月十八日農林水産省告示第六百五十六号（一に係るものに限る。）、平成五年四月八日農林水産省告示第三百四十二号（一に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十二日農林省告示第五百四十三号、平成三年三月二十六日農林水産省告示第三百六十七号（一に係るものに限る。）、平成五年四月二日農林水産省告示第三百十二号（一に係るものに限る。）、平成六年二月二十二日農林水産省告示第四百八号（一に係るものに限る。）、平成六年六月十日農林水産省告示第九百二十五号（一に係るものに限る。）、平成七年二月二十三日農林水産省告示第二百七十六号（二に係るものに限る。）、平成八年五月八日農林水産省告示第六百七十四号、平成八年八月八日農林水産省告示第千二百二十五号（一及び二に係るものに限る。）、平成九年一月九日農林水産省告示第九号（二に係るものに限る。）、平成十年六月十一日農林水産省告示第九百三十三号（一に係るものに限る。）、昭和五十八年二月七日農林水産省告示第百三十五号、昭和五十九年十月六日農林水産省告示第二千三十九号、昭和六十一年一月十三日農林水産省告示第六十七号、平成二年十一月二十一日農林水産省告示第千四百七十号（三に係るものに限る。）、平成九年七月一日農林水産省告示第千五十六号（二及び三に係るものに限る。）、平成七年八月三十日農林水産省告示第千三百六十九号（一に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第七百号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和六十年六月二十四日農林水産省告示第九百三十四号（一及び二に係るものに限る。）、平成十年六月十一日農林水産省告示第九百三十三号（二に係るものに限る。）、平成十三年二月八日農林水産省告示第百七十六号、平成十三年二月八日農林水産省告示第百七十七号（一に係るものに限る。）、平成十三年八月二十一日農林水産省告示第千八十八号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百七十七号、昭和四十九年三月二十九日農林省告示第六百九十八号、昭和五十年三月三十日農林省告示第七百十六号、昭和五十五年三月三十一日農林省告示第四百十九号（三及び四に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに安芸高田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十一年八月二十六日農林省告示第千十五号（二に係るものに限る。）、昭和五十九年九月六日農林水産省告示第千八百五十七号、昭和六十二年五月九日農林水産省告示第五百七十六号、平成二年十一月二十一日農林水産省告示第千四百七十号（一に係るものに限る。）、平成三年五月十八日農林水産省告示第六百五十六号（一に係るものに限る。）、平成五年四月八日農林水産省告示第三百四十二号（一に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十二日農林省告示第五百四十三号、平成三年三月二十六日農林水産省告示第三百六十七号（一に係るものに限る。）、平成五年四月二日農林水産省告示第三百十二号（一に係るものに限る。）、平成六年二月二十二日農林水産省告示第四百八号（一に係るものに限る。）、平成六年六月十日農林水産省告示第九百二十五号（一に係るものに限る。）、平成七年二月二十三日農林水産省告示第二百七十六号（二に係るものに限る。）、平成八年五月八日農林水産省告示第六百七十四号、平成八年八月八日農林水産省告示第千二百二十五号（一及び二に係るものに限る。）、平成九年一月九日農林水産省告示第九号（二に係るものに限る。）、平成十年六月十一日農林水産省告示第九百三十三号（一に係るものに限る。）、昭和五十八年二月七日農林水産省告示第百三十五号、昭和五十九年十月六日農林水産省告示第二千三十九号、昭和六十一年一月十三日農林水産省告示第六十七号、平成二年十一月二十一日農林水産省告示第千四百七十号（三に係るものに限る。）、平成九年七月一日農林水産省告示第千五十六号（二及び三に係るものに限る。）、平成七年八月三十日農林水産省告示第千三百六十九号（一に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第七百号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦